

「緊急生活支援金事業」の貸付内容の変更について
～ 貸付が受けられない方の救済・コロナ退学直前の救済 ～

国が一人当たり10万円の給付金支給を決めたことを受け、4月までに社会福祉協議会で実施している生活福祉資金の貸付(新型コロナウイルス特例)を受けている世帯に、5月中に特別定額給付金10万円を早期支給することにより、当初予定していた緊急生活支援金10万円の貸付を変更し、生活福祉資金の貸付(新型コロナウイルス特例)を受けることができない人への「生活資金貸付」と、学費に困窮し退学が危ぶまれる学生への「学業資金貸付」を実施します。

記

1. 生活資金貸付

- (1) 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により、休業等により収入の減少があり、他の貸付その他施策によっても生計が維持できず、様々な事情により生活福祉資金(新型コロナウイルス特例)の貸付が受けられないもの。
- (2) 金額 1世帯あたり上限10万円(1回限り)
- (3) 内容 貸付(無利息・保証人不要)
- (4) 償還方法 原則、貸付後5年以内に償還するものとする。

2. 学業資金貸付

- (1) 対象者 明石市内から市の内外の大学、高等専門学校または定時制の高等学校に通学しているもので、今年度前期の学費の納期限が本年5月末日までに到来し、学費の免除や猶予の措置が受けられないもの。
- (2) 金額 1人あたり令和2年度上半期学費相当額 ただし上限50万円
- (3) 内容 貸付(無利息・保証人不要)
- (4) 償還方法 原則、大学等の卒業または退学後5年以内に償還するものとする。

3. 実施主体 明石市社会福祉協議会

4. 事業費

財源	明石市新型コロナウイルス対策緊急生活支援金事業補助金
内訳	生活資金貸付 8,000千円
	学業資金貸付 50,000千円
	事務費等 2,000千円

5. 受付期間 2020年(令和2年)5月1日～31日

6. 窓口 北庁舎(旧保健センター) 相談受付
総合福祉センター 手続全般